

税

e-Taxが より身近なものに!

◆e-Taxってなんですか?

あらかじめ開始届出書を税務署へ提出し登録しておけば、自宅やオフィスから、インターネットを利用して確定申告書・各種申請書・各種届出書などの提出ができます。

◆5千円の税額控除

e-Taxで申告されると、平成19年分または平成20年分のいずれかの年分の所得税額から5千円（その年分の所得税の額を限度）を控除します。

e-Taxを利用するためには、

- ①パソコン（インターネットに接続）
- ②電子証明書（市町村の窓口で、住基カードを取得）
- ③ICカードリーダーライター（電子証明書を読み取る機器）が必

要となります。

（注）「ICカードリーダーライター」の適合機種などについては、税務署にお問い合わせください。

◆第三者作成の添付書類は提出不要になります

電子申告においては、確定申告書を提出するときに添付することとなっていた、「源泉徴収票」「医療費の領収書」「生命保険料控除の証明書」などは明細書を提出することによって、添付書類の提出を省略できるようになりました。

◆申告書に添付しなくなった書類はどうなりますか?

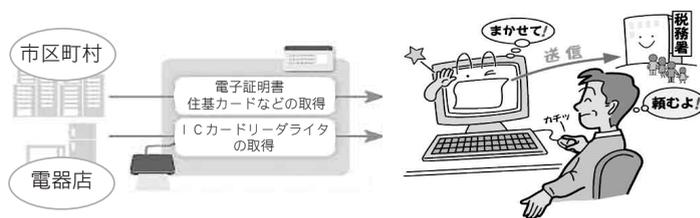
源泉徴収票や医療費の領収書などは、3年間は自宅などで保管していただくこととなります。

◆問い合わせ先 米子税務署

☎0859・32・4121

個人課税第一部門
（担当）左々・安床

e-Taxによる申告までのイメージ図



平成19年 年末調整説明会

米子税務署では、平成19年分給与所得者の「年末調整説明会」を次の日程で行います。事前に送付する年末調整関係書類をご持参ください。

◆日時 11月19日（月）

13時30分～15時30分

◆会場 保健福祉センターなわ

◆対象者 大山町に所在する源泉徴収義務者。（官公庁・個人の青色申告事業者を含む）

◆その他 当日、都合の悪い方は次の日程でも行います。

・日時 11月20日（火）

13時30分～15時30分

・会場

米子コンベンションセンター

◆問い合わせ先 米子税務署

☎0859・32・4121

国民年金保険料 控除証明書

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月上旬に社会保険庁から送付されます。年末調整や確定申告で国民年金保険料を控除される場合は、この控除証明書の添付が必要ですので、申告の際まで大切に保管してください。

◆問い合わせ窓口

社会保険庁の控除証明書専用ダイヤル

☎0570-0019911

（11月1日～平成20年3月14日の平日9時～17時）

鳥取県最低賃金 1時間：621円

発効年月日：平成19年10月21日
詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎0857-29-1705）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください

平成19年 秋季全国火災予防 運動

今年も秋の全国火災予防運動が11月9日から15日まで実施されます。これから火気を使用する機会が多くなり火災の起こりやすい時期を迎えます。火災はちょっとした油断から尊い人命、貴重な財産を奪っていきま。町民一人ひとりが火の取り扱いに十分注意し、火災予防に努めましょう。

全国統一防災標語

「火は見てる あなたが離れる
その時を」